

飛島村国民保護計画

【資料編】

令和8年3月

飛 島 村

目 次

1. 関係機関、施設、設備.....	1
1－1. 関係機関連絡先一覧.....	1
1－2. 飛島村国民保護協議会委員名簿.....	4
1－3. 指定避難場所一覧.....	5
1－4. 医療機関一覧.....	5
2. 条例等.....	6
2－1. 飛島村国民保護協議会条例.....	6
2－2. 飛島村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例.....	7
2－3. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準.....	8
3. 様式.....	15
3－1. 安否情報関係様式.....	15
3－2. 被災情報の報告様式.....	20
3－3. 国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型.....	21
3－4. 火災・災害等即報要領.....	22
4. 用語集.....	28

1. 関係機関、施設、設備

1-1. 関係機関連絡先一覧

1 村

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
飛島村役場総務部総務課行政係	0567-52-1231	飛島村竹之郷三丁目1番地

2 県

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
愛知県庁防災安全局防災部 災害対策課	052-954-6193	名古屋市中区三の丸3-1-2
海部県民事務所	0567-24-2125 夜間 24-2111	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)
海部建設事務所	0567-24-2141 夜間 24-2111	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)
津島保健所	0567-26-4137	津島市橘町4-50-2

3 警察

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
愛知県警察本部災害対策課	052-951-1611 内線 5913	名古屋市中区三の丸2-1-1
蟹江警察署	0567-95-0110	蟹江町大字蟹江新田字八反割8-1
海部南部交番	0567-95-0110	飛島村大字松之郷一丁目41-1

4 消防

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
海部南部消防署	0567-52-0119	飛島村大宝五丁目182番地
海部南部消防署南出張所	0567-56-0119	飛島村木場二丁目3番地

5 指定地方行政機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
名古屋地方気象台 防災業務課	052-751-5124	名古屋市長種区日和町2-18
中部地方整備局 企画部防災課	052-953-8357	名古屋市中区三の丸2-5-1
東海農政局 企画調整室	052-223-4609	名古屋市中区三の丸1-2-2

6 自衛隊

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
陸上自衛隊第10師団司令部	052-791-2191	名古屋市長種区守山3-12-1
陸上自衛隊第35普通科連隊	052-791-2191	名古屋市長種区守山3-12-1
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3500	横須賀市西逸見町一丁目無番地
航空自衛隊小牧基地 第1輸送航空隊	0568-76-2191	小牧市南外山無番地

7 指定公共機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
日本郵便(株)飛島郵便局	0567-52-1980	飛島村大字松之郷一丁目34-2
N T T西日本(株)東海支店	052-291-3226	名古屋市中区大須4-9-60
(株)N T Tドコモ東海支社	0120-800-000	名古屋市中区東桜1-1-10
日本赤十字社愛知県支部	052-971-1591	名古屋市中区白壁1-50
日本放送協会名古屋放送局	052-952-7000	名古屋市中区東桜1-13-3
中日本高速道路(株)	052-222-1620	名古屋市中区錦2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル14~16階
K D D I (株)中部総支社	052-741-8330	名古屋市中区千種区内山3-30-9
東邦瓦斯(株)中村営業所	052-471-1151	名古屋市中村区太閤通5-39
中部電力パワーグリッド(株)港営業所	052-383-1122	名古屋市中区港3-2601

8 指定地方公共機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
名古屋港管理組合	052-654-7818	名古屋市中区港町1-11
(一社)愛知県トラック協会	052-871-1921	名古屋市中区瑞穂区新開町12-6
(株)中日新聞社	052-201-8811	名古屋市中区三の丸1-6-1
(株)朝日新聞社	052-231-8131	名古屋市中区栄1-3-3
(株)毎日新聞社	052-324-1305	名古屋市中区正木2-3-1
(株)読売新聞東京本社	052-211-1201	名古屋市中区栄1-17-6
(株)中部経済新聞社	052-561-5215	名古屋市中村区名駅4-4-10
(株)日本経済新聞社	052-243-3303	名古屋市中区栄4-16-33
(株)産業経済新聞社	052-582-6551	名古屋市中村区名駅南1-24-30
(株)時事通信社	052-231-2331	名古屋市中区錦2-2-13
一般社団法人共同通信社	052-211-2821	名古屋市中区三の丸1-6-1
(株)C B Cテレビ	052-259-1367	名古屋市中区新栄1-2-8
(株)C B Cラジオ	052-241-8111	名古屋市中区新栄1-2-8
東海ラジオ放送(株)	052-951-2735	名古屋市中区東桜1-14-27
東海テレビ放送(株)	052-954-1174	名古屋市中区東桜1-14-27
名古屋テレビ放送(株)	052-322-7135	名古屋市中区橘2-10-1
中京テレビ放送(株)	052-839-2314 052-839-2375	名古屋市中区昭和区高峯町154
(株)エフエム愛知	052-263-5141	名古屋市中区千代田2-15-18
テレビ愛知(株)	052-201-9268	名古屋市中区大須2-4-8
(株)Z I P - F M	052-973-0313	名古屋市中区丸の内3-20-17
愛知県道路公社	052-961-1621	名古屋市中区丸の内3-19-30
(公社)愛知県医師会	052-241-4136	名古屋市中区丸の内4-14-28
(一社)愛知県歯科医師会	052-962-8020	名古屋市中区栄2-4-7
(一社)愛知県薬剤師会	052-231-2261	名古屋市中区丸の内3-5-18
(一社)愛知県L Pガス協会	052-261-2896	名古屋市中区大須4-15-12

9 公共の団体等

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
海部南部消防組合	0567-52-0119	飛島村大宝五丁目182番地
海部地区水防事務組合	0567-26-1510	津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)
海部地区環境事務組合 新開センター 上野センター 八穂センター	0567-28-3810 0567-68-8641 0567-68-6500	津島市新開町二丁目212 弥富市上野町2-15 弥富市鍋田町字八穂399番3
海部南部水道企業団	0567-32-3111	愛西市大字西條字大池180番地
あいち海部農業協同組合飛島支店	0567-52-1235	飛島村大字松之郷一丁目52
(一社)海部医師会	0567-25-5752	津島市莪原町字郷西37 (海部地区休日診療所)
海部歯科医師会	0567-25-5380	津島市莪原町字郷西37
飛島村商工会	0567-52-1002	飛島村大字松之郷一丁目41-1
飛島村社会福祉協議会	0567-52-4334	飛島村竹之郷五丁目43
海部地区休日診療所組合	0567-25-5210	津島市莪原町字郷西37
飛島土地改良区	0567-52-1053	飛島村大字松之郷一丁目41-1

1-2. 飛島村国民保護協議会委員名簿

	役職	機関名	役職
1	会長	飛島村	村長
2	委員	名古屋港管理組合	総務部 防災危機管理監
3	委員	蟹江警察署	署長
4	委員	海部南部消防組合	消防署長
5	委員	中部電力パワーグリッド株式会社	港営業所長
6	委員	海部南部水道企業団	局長
7	委員	N T T西日本株式会社 東海支店	設備部災害対策室
8	委員	飛島村	副村長
9	委員	飛島村	教育長
10	委員	飛島村	総務部長

1-3. 指定避難場所一覧

名称	町丁目名・番（番地）・号	緊急一時避難施設※1	
			地下施設※2
飛島学園	大字松之郷三丁目2番地	○	-
飛島村第一保育所	大字古政成六丁目1番地	○	-
飛島村公民館分館	木場二丁目3番地	○	-
飛島村南拠点避難所	竹之郷二丁目4番地	○	-
飛島村総合体育館	竹之郷三丁目1	○	-
飛島村中央公民館	竹之郷三丁目1	○	-
飛島村敬老センター（ふれあいの郷）	竹之郷五丁目4番3	○	-
飛島村北拠点避難所	元起一丁目85番地	○	-
飛島村三福一時避難所	大字三福二丁目34番地2	○	-
飛島村大宝一時避難所	大宝一丁目79番3	○	-
飛島村新政成一時避難所	大字新政成四丁目31番地の1	○	-
飛島村服岡一時避難所	大字服岡八丁目74番地の1	○	-
飛島村梅之郷一時避難所	飛島村大字梅之郷中梅8番地2	○	-

※1 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）である施設及び地下施設。

※2 緊急一時避難施設のうち避難可能な地下フロアがある施設

1-4. 医療機関一覧

医療機関名	電話番号	所在地
太田医院	0567-52-2047	飛島村大字松之郷2-36-1
加藤胃腸科内科・とびしまこどもクリニック	0567-52-2000	飛島村大字服岡4-8
海南病院	0567-65-2511	弥富市前ヶ須町南本田396
服部整形外科皮膚科	0567-65-1200	弥富市佐古木3-292-1
久保田内科クリニック	0567-96-2600	蟹江町富吉3-230
船入病院	0567-95-1285	蟹江町宝1-596
ステップ歯科クリニック	0567-52-1828	飛島村大字服岡4-124
渡辺歯科	0567-52-0600	飛島村竹之郷1-60

2. 条例等

2-1. 飛島村国民保護協議会条例

(平成18年3月17日)
(条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、飛島村国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は11人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2-2. 飛島村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(平成18年3月17日)
(条例第2号)

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、飛島村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、村の職員のうちから、村長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、飛島村緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2-3. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

最新改正 平成25年10月1日内閣府告示第229号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という)。第十条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。

3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長)は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民(法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう)。又は武力攻撃災害(法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため、支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり三百六十円以内とする。

ニ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

二 長期避難住宅

収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することができることとし、建設して供与するもの（以下「長期避難建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 長期避難建設型応急住宅

- (1) 長期避難建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とすること。
- (3) 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設をいう。）を長期避難建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 長期避難建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項から第五項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第八条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。
- (7) 長期避難建設型応急住宅の供与終了に伴う長期避難建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 長期避難賃貸型応急住宅

- (1) 長期避難賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた金額とすること。
- (2) 長期避難賃貸型応急住宅は、救援の指示を受けた日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- (3) 長期避難賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)に同様の期間とする。

三 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法

により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

前号イ(1)から(6)までの規定は、建設型応急住宅に準用する。

ロ 賃貸型応急住宅

前号ロ(1)から(3)までの規定は、賃貸型応急住宅に準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人の世帯	二人の世帯	三人の世帯	四人の世帯	五人の世帯	世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額
夏季	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
冬季	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととす

る。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む）。

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む）。

ハ 骨つぼ及び骨箱

- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯三十五万八千円

（学用品の給与）

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

- ロ 文房具
 - ハ 通学用品
- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 五千五百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 五千八百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千三百円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の捜索及び処理）

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

- イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百元以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及

ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十四万三千九百円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

3. 様式

3-1. 安否情報関係様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

3-2. 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分

〇〇市（町村）

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 令和 年 月 日

(2) 発生場所 飛島村〇丁目×番地（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

3-3. 国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

表面

	
<p>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
氏名/Name	
生年月日/Date of birth	
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>	
<p>交付等の年月日/Date of issue</p> <p>証明書番号/No. of card</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p>	
有効期間の満了日/Date of expiry	

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本産業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

3-4. 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日 消防災第267号消防庁長官
最終改正 令和7年4月消防庁第44号

第1 総則

1 趣旨

(略)

2 火災・災害等の定義

(略)

3 報告手続

(略)

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

(略)

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故などについては、第3号様式による報告を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

(略)

(2) 画像情報の送信

(略)

5 報告に際しての留意事項

(略)

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(略)

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）

について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- 5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- 6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- 7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- 8) 上記1)から7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）（例示）
 - ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャックによる救急・救助事故
 - ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害などについては次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

（略）

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

- 1 火災等即報
（略）
- 2 救急・救助事故即報
（略）
- 3 武力攻撃災害即報
第2の3の1)、2)に同じ。
- 4 災害即報

(略)

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

〈火災等即報〉

1 第1号様式（火災）

(略)

2 第2号様式（特定の事故）

(略)

〈救急・救助事故・武力攻撃等即報〉

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）

- ・被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、鈍器、人物等）

〈災害即報〉

4 第4号様式

（略）

第1号様式（火災）

（略）

第2号様式（特定の事故）

（略）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部名)	
報告者氏名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等の 設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（略）

第4号様式（その2）

（略）

4. 用語集

あ

○安全保障会議（安全保障会議設置法第1条）

国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関で内閣に設置される会議をいう。

○安否情報（国民保護法第94条第1項）

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報をいう。

○安否情報システム

武力攻撃事態等に至った場合に、住民の安否情報を収集・整理し、国民から照会を受けた場合は対象者の同意等に基づいて回答するシステムである。

○e-ラーニング

パソコンやインターネットなどを利用した教育方法をいい、消防団員や自主防災組織のリーダーに対する研修方法のひとつである。

○受入地域（国民保護法第58条第3項）

都道府県の区域を越える避難において、受入側の知事が決定する、避難住民を受け入れるべき地域をいう。

○Em-Net（エムネット：緊急情報ネットワークシステム）

内閣官房が整備した、行政専用回線である総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。

○NBC攻撃

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）を用いた兵器による攻撃の総称をいう。

① 核兵器とは、核分裂による熱核反応・核融合反応などによる熱や光・放射線及び爆風などによる破壊や人畜に致死又は悪影響を与える兵器の総称で放射能兵器を含めることもある。

例 核爆弾、大陸間弾道弾（ICBM）、潜水艦発射弾道弾（SLBM）等

② 生物兵器とは、細菌・ウイルス・菌、又はそれらが生成する毒素を利用し人畜に致死性あるいは悪影響を与えることを目的とした兵器の総称である。

例 天然痘ウイルス、炭疽菌、ボツリヌス菌毒素等

③ 化学兵器とは、人工的に生成された化学物質（ガスに限定されない。）により人間を致死させる

兵器の総称で、毒ガス兵器もこれに含まれる。

大きく分類して神経剤系・びらん系・血液剤系・窒息剤系に大別できる。

例 神経剤系 サリン、タブン、ソマン、VX等

びらん系 マスタード・ガス、ルイサイト等

血液剤系 シアン系（青酸）等

窒息剤系 ホスゲン・ガス等

○応急公用負担（国民保護法第113条）

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。

○応急措置（国民保護法第112条～第114条）

退避の指示、警戒区域の設定、応急公用負担等をいう。

○応急の復旧（国民保護法第139条）

武力攻撃災害によって被害が生じた施設及び設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕等の措置を講ずることをいう。

か

○救 援（国民保護法第75条）

避難住民や武力攻撃災害による被災者に対する収容施設の供与、食品等の給与、医療の提供などの措置をいう。

○緊急交通路（国民保護法第155条第1項）

避難住民の運送、緊急物資の運送などの実施に必要なため、県公安委員会が一般車両の通行を禁止又は制限している道路をいう。

○緊急対処事態（事態対処法第25条第1項）

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

○緊急対処事態対処方針（事態対処法第25条第1項）

緊急対処事態に至ったときに政府が定める対処方針をいう。

○緊急対処保護措置（国民保護法第172条第1項、事態対処法第25条第3項第2号）

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する緊急対処事態における攻撃

から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいう。

○**緊急通行車両**（国民保護法第155条第1項）

緊急自動車その他の車両で国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため、その通行を確保することが特に必要なものをいう。

○**緊急通報**（国民保護法第99条）

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報をいう。

○**警戒区域**（国民保護法第114条第1項、第2項）

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域をいう。

○**警報**（国民保護法第44条）

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報をいう。

○**現地調整所**（国民保護法第44条）

武力攻撃による災害が発生した場合に、現場に到着した関係機関（市町村、県、消防機関、警察、自衛隊、医療機関等）の活動が円滑に実施できるよう、情報の共有や活動の調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものをいう。

○**国民の保護のための措置**（国民保護法第2条第3項、事態対処法第22条第1号）

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置のことをいう。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のことである。

○**国民保護協議会**（国民保護法第39条）

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となるものをいう。

○**国民保護協議会委員**（国民保護法第40条）

都道府県又は市町村の設置する国民保護協議会の委員として、知事又は市町村長から任命された者をいう。

市町村国民保護協議会の委員は、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、都道府県の職員、副村長、教育長、消防長その他の市町村職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員、知識又は経験を有する者のうちから市町村長が任命することとされている。

○国民保護業務計画（国民保護法第36条）

指定公共機関及び指定地方公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。

○国民保護計画（国民保護法第35条）

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

○国民保護等派遣（自衛隊法第77条の4）

防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む。）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣をいう。

さ

○指定行政機関（事態対処法第2条第4号）

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、消防庁等の国の機関で、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。

○指定公共機関（事態対処法第2条第6号）

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公共的事業を営む法人で、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。

○指定地方行政機関（事態対処法第2条第5号）

管区警察局、総合通信局、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、森林管理局等の国の地方機関で、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されているもの。

○指定地方公共機関（国民保護法第2条第2項）

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

○生活関連等施設（国民保護法第102条）

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

た

○対処基本方針（事態対処法第9条）

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。

○対処措置（事態対処法第2条第7号）

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民の保護のための措置などがある。

○ダーティボム

核兵器又は放射能兵器の一種で、放射性物質（主としてプルトニウムなど）を爆発により広範囲に拡散させ、人畜に致死又は悪影響を与えることを目的とする兵器をいう。

○弾道ミサイル

ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）で飛ぶ対地ミサイルのことをいう。

○治安出動（自衛隊法第78条）

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動をいう。

○特定物資（国民保護法第81条第1項）

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。

○トリアージ

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけることをいう。

は

○非常通信協議会（電波法第74条の2）

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている連絡会をいう。

○避難先地域（国民保護法第52条第2項第2号）

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域をいう。（住民の避難の経路となる地域を含む。）

○避難施設（国民保護法第148条）

知事が指定する、住民を避難させ又は避難住民等の救援を行うための施設をいう。

○避難実施要領（国民保護法第61条）

避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたものをいう。

○武力攻撃（事態対処法第2条第1号）

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

○武力攻撃災害（国民保護法第2条第4項）

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

○武力攻撃災害への対処に関する措置（国民保護法第97条第1項）

武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置をいう。

○武力攻撃事態（事態対処法第2条第2号）

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

○武力攻撃予測事態（事態対処法第2条第3号）

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。なお、武力攻撃事態対処法において、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態を併せて「武力攻撃事態等」と定義している。

○防衛出動（自衛隊法第76条）

武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動をいう。

や

○要避難地域（国民保護法第52条第2項第1号）

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域をいう。

